

介護老人保健施設わたつみ苑
重要事項説明書【入所施設サービス】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・ 施設名 三豊総合病院企業団 介護老人保健施設 わたつみ苑
- ・ 開設年月日 平成8年4月1日
- ・ 所在地 香川県観音寺市豊浜町姫浜1260番地1
- ・ 電話番号 0875-52-6665
- ・ F A X 番号 0875-52-6675
- ・ 管理者名 施設長 長野 ゆり
- ・ 介護保険指定番号 介護老人保健施設 (3751780051号)

(2) 介護老人保健施設わたつみ苑の目的と運営方針

「施設の目的」

介護老人保健施設わたつみ苑は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整など、退所時の支援も行いますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

「運営方針」

- ・ 病院併設型のメリットを生かし、医療との連携を大切にします。また、総合的サービスの向上に努め利用者の尊厳を守り、笑顔で明るく過ごせるケアを提供します。
- ・ 生活に即したリハビリテーションに重点をおき、一人でも多くの利用者が家庭復帰できるよう支援いたします。
- ・ 私たちが家族の一員となり、在宅で自立した生活が送れるよう、通所・短期入所、訪問による支援をいたします。
- ・ 地域住民とのつながりを深め、利用者とのコミュニケーションを大切にしたいという思いのある介護に努めます。

(3) 施設の職員体制 [介護保健施設サービス]

職 種	人数		業務内容
管理者（施設長）	1		統括管理
事務長	1（兼務）		統括管理・苦情処理
医師	1（兼務）	以上	診察
薬剤師	1（兼務）	以上	医薬品処方
看護職員	8	以上	看護
介護職員	21	以上	介護
支援相談員	1	以上	相談・苦情解決受付
理学療法士	1	以上	リハビリ
作業療法士	1	以上	リハビリ
言語聴覚士	1	以上	リハビリ
管理栄養士	1	以上	食事、栄養管理
歯科衛生士	1（兼務）	以上	口腔ケア
介護支援専門員	1	以上	介護支援計画の作成
事務職員	3	以上	運営管理・苦情解決受付
その他	3	以上	送迎・清掃

(4) 職員の勤務体制 1

職 種	勤 務 体 制
管理者(施設長)・事務長・医師・薬剤師・支援相談員・ 介護支援専門員・理学療法士・作業療法士・言語聴覚 士・歯科衛生士・管理栄養士・事務職員	日勤（8：15～17：00）
看護・介護職員	日勤（8：15～17：00） 遅出（10：00～18：45） 夜勤（16：00～9：00）

但し、利用者の状況やイベント等に応じて勤務時間の変更を行うことがあります。

(5) 入所定員等

入所定員	80名（短期入所含む）	
療養室	個 室	10室
	2人部屋	7室
	4人部屋	14室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事 朝食 8：00～
昼食 12：00～
夕食 18：00～
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑩ 理美容サービス（月1回実施します。ご希望の方は、事務所までお申し出ください。）
- ⑪ 行政手続代行
- ⑫ その他

※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく場合もありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

また、協力医療機関との実効性のある連携体制を構築するため、利用者の現病歴等の情報共有を行う会議を定期的を開催します。

医療機関	名 称	三豊総合病院
	住 所	香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地
歯科医療機関	名 称	三豊総合病院歯科
	住 所	香川県観音寺市豊浜町姫浜708番地

◇ なお、緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状況に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

面会時間	午前8:00～午後6:00となっております。（玄関施錠午後6時30分） （面会の際は、受付にある面会記録にご記入をお願いします。）
外出・外泊	ステーションに備付の外出・外泊届を提出してください。
飲酒・喫煙	飲酒は、職員にご相談ください。喫煙は、敷地内では禁止しています。
火気の取扱い	調理器具等、原則として利用できません。
設備・備品の利用	職員にご相談の上、ご利用ください。
所持品・備品等の持ち込み	高額な物品の持ち込みはご遠慮ください。管理責任を負いかねますので、予めご了承ください。
金銭・貴重品の管理	金銭・貴重品は持ち込まないようにしてください。管理責任を負いかねます。
外泊時等の施設外での受診	原則としてできません。緊急時は当施設までご連絡ください。
宗教活動	ご遠慮願います。
ペットの持ち込み	ご遠慮願います。

5. 非常災害対策

防災設備	避難階段、避難口、防火戸、防火シャッター、スプリンクラー設備、屋内・屋外消火栓設備、自動火災報知設備、非常通報装置、非常放送設備非常電源(自家発電)設備、誘導灯等
防災訓練	年2回以上(夜間想定含む)(消火訓練・通報訓練・避難訓練)
避難経路	各療養室に避難口を表示しています。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。また、要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階受付前と各フロアに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただくこともできます。

(1) 事業所の苦情受付窓口

苦情解決受付窓口	所在地 香川県観音寺市豊浜町姫浜 1260 番地 1 電話番号 0875 - 52 - 6665 担当 事務長、支援相談員、介護支援専門員 受付時間 月曜日 ~ 金曜日 8:15 ~ 17:00
苦情解決責任者	施設長 長野 ゆり

(2) 行政機関その他苦情受付機関

香川県健康福祉部長寿社会対策課 (施設サービスグループ)	所在地 香川県高松市番町四丁目1番10号 電話番号 087-832-3268 FAX 087-806-0206
観音寺市役所健康福祉部 ①高齢介護課(介護保険係) ②地域包括支援センター	所在地 香川県観音寺市坂本町1丁目1番1号 電話番号 ①0875-23-3968 ②0875-25-7791
香川県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 香川県高松市福岡町2丁目3番2号 (香川県自治会館4階) 電話番号 087-822-7431 FAX 087-822-6023

8. その他 当施設についての詳細は、事務所職員までお問い合わせください。

介護保健施設サービスについて

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みにあたり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護保健施設サービスの概要

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇ 医療

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。また、医師法第 17 条に基づき、医師・看護師の確認のもと介護士が下記の医薬品の使用介助を行いません。

- ・皮膚への軟膏塗布
- ・湿布貼付
- ・点眼薬の点眼
- ・一包化された内服薬の服薬介助
- ・鼻腔粘膜への薬剤噴霧

◇ リハビリテーション

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇ 栄養管理

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇ 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

【別紙 1】介護老人保健施設サービス（入所）利用料金の内容を参照してください。

4. 利用料金の支払方法

- ・ 月ごとの精算とし、月末締め翌月 20 日までに請求書を発行いたしますので、ご確認の上、その月の末日までにご入金くださいますようお願いいたします。ご入金確認次第、領収書を発行いたします。領収書は、医療費控除に必要ですので大切に保管してください。
- ・ お支払方法には、「窓口現金」「銀行振込」「金融機関口座自動引落し」の三方法があります。施設利用契約時にお申し出ください。なお、ご利用中の変更もできます。

【別紙1】介護老人保健施設サービス（入所）利用料金の内容（令和6年4月1日現在）

単位数		強化型	基本型	
介護保険施設サービス費 (Ⅰ)	個室	要介護1	788	717
		要介護2	863	763
		要介護3	928	828
		要介護4	985	883
		要介護5	1040	932
	多床室	要介護1	871	793
		要介護2	947	843
		要介護3	1014	908
		要介護4	1072	961
		要介護5	1125	1012
夜勤職員配置加算	24 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140 /回	
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70 /回	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240 /回	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120 /日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100 /回	
若年性認知症利用者受入加算	120 /日	緊急時治療管理	518 /日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51 /日	所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1回7日を限度)	239 /回	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51 /日	所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1回10日を限度)	480 /回	
外泊時費用	362 /日	認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150 /月	
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800 /日	認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120 /月	
ターミナルケア加算(31~45日)	72 /日	認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 /日	
ターミナルケア加算(4~30日)	160 /日	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53 /月	
ターミナルケア加算(2~3日)	910 /日	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 /月	
ターミナルケア加算(死亡日)	1900 /日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 /月	
初期加算(Ⅰ)	60 /日	褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 /月	
初期加算(Ⅱ)	30 /日	排せつ支援加算(Ⅰ)	10 /月	
再入所時栄養連携加算(1人につき1回限度)	200 /回	排せつ支援加算(Ⅱ)	15 /月	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450 /回	排せつ支援加算(Ⅲ)	20 /月	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480 /回	自立支援推進加算	300 /月	
試行的退所時指導加算	400 /回	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 /月	
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500 /回	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 /月	
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250 /回	安全対策体制加算(入所中1回)	20 /回	
入退所前連携加算(Ⅰ)	600 /回	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 /月	
入退所前連携加算(Ⅱ)	400 /回	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 /月	
訪問看護指示加算	300 /回	新興感染症等施設療養費(1回5日限度)	240 /回	
協力医療機関連携加算	100 /月	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 /日	
栄養マネジメント強化加算	11 /日	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位	
経口移行加算/180日以内	28 /日	令和6年5月31日まで	×39/1000	

経口維持加算（Ⅰ）	400	/月	介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位
経口維持加算（Ⅱ）	100	/月	令和6年5月31日まで	×21/1000
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90	/月	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110	/月	令和6年5月31日まで	×8/1000
療養食加算	6	/食	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100	/月		
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10	/月	令和6年6月1日より	×75/1000

単位：円（消費税込）		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
食費	朝食	300	390	650	1360	400
	昼食					650
	夕食					600
居住費 令和6年7月 31日まで	個室	490	490	1310	1310	1668
	2人部屋		370	370	370	377
	4人部屋		370	370	370	377
居住費 令和6年8月1 日より	個室	550	550	1370	1370	1,728
	2人部屋		430	430	430	437
	4人部屋		430	430	430	437
クラブ費		実費				
その他	洗濯代	660				/日
	電気代	77				/日
	理美容代	実費				
	診断書料	三豊総合病院企業団の規程に準ずる				
	写真代	51				/枚

* 在宅復帰後の取り組みや人員配置、体制等により基本サービス料を算定しています。状況により、変更になることがあります。

* 日用品費は株式会社アメニティに委託となります。

- (1) 夜勤職員配置加算
入所者等の数が20又はその端数を増すごとに、1～2名以上の数の夜勤を行う看護職員又は介護職員を配置している。
- (2) 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合、かつ、入所時及び1月に1回以上ADL評価を行うとともにその結果等の情報を厚生労働省へ提出する。
- (3) 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）
認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が集中的なリハビリテーションを個別に行う。
 - (1) リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されている。
 - (2) リハビリテーションを行うに当たり、入所者数が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切であること。
 - (3) 入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成している。
- (4) 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）の（1）（2）に該当するものであること。
- (5) 若年性認知症利用者受入加算
若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行う。
- (6) 在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ・Ⅱ
在宅復帰率や職員配置等が充実し、在宅療養を支援する。
- (7) 外泊時費用【1月に6日を限度】
入所者に対して居宅における外泊を認めた場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定しない。
- (8) 外泊時費用（サービス提供）
退所が見込まれる者が試行的に退所し、介護老人保健施設が居宅サービスを提供した場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定しない。

(9) ターミナルケア加算

医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者に対し、入所者又はその家族等の同意を得て、ターミナルケアに係る計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、本人又は家族への説明を行い、同意を得てターミナルケアを行う。

(10) 初期加算(Ⅰ)

急性期医療を担う医療機関から入所した場合、入所した日から30日間、施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるため様々な支援を行う。

(11) 初期加算(Ⅱ)

入所した日から30日間、施設へ入所した当初には、施設での生活に慣れるため様々な支援を行う。

(12) 再入所時栄養連携加算

入所者が退所し、病院又は診療所に入院した場合であって、退院後に再度介護老人保健施設に入所した際、前入所時に必要としていた栄養管理と大きく異なるため、施設の管理栄養士が入院先の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合。

(13) 入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)

入所期間が1月を超えると見込まれる者の入所予定日前30日以内又は入所後7日以内に退所後生活する居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行う。

(14) 試行的退所時指導加算

退所が見込まれる入所期間が1月を超える入所者が試行的に退所する際、入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行う。

(15) 退所時情報提供加算(Ⅰ)

入所期間が1月を超える入所者が退所し、居宅又は社会福祉施設等において療養を継続する場合において、退所後の主治医に対し診療状況、心身の状況、生活歴、認知機能等を示す文書を添えて紹介を行う。

(16) 退所時情報提供加算(Ⅱ)

入所期間が1月を超える入所者が医療機関へ退所し、退所後の主治医に対し診療状況、心身の状況、生活歴、認知機能等を示す文書を添えて紹介を行う。

(17) 入退所前連携加算(Ⅰ)

(イ) 入所予定前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定める。

(ロ) 居宅サービス等に必要な情報を提供し、かつ、当該居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス等の利用に関する調整を行う。

(18) 入退所前連携加算 (Ⅱ)

加算 (Ⅰ) の (ロ) の条件を満たしている場合。

(19) 訪問看護指示加算

入所者の退所時に、介護老人保健施設の医師が、診療に基づき、訪問看護指示書を交付する。

(20) 協力医療機関連携加算

協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的で開催している。

(21) 栄養マネジメント強化加算

管理栄養士を配置し、低栄養状態のリスクが高い入所者に対し、医師、管理栄養士、看護師等が共同して作成した、栄養ケア計画にしたがい、食事の観察を週3回以上行い、食事の調整等を実施する。

(22) 経口移行加算

医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であり、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援を行う。

(23) 経口維持加算 (Ⅰ)

現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成する。

(24) 経口維持加算 (Ⅱ)

加算 (Ⅰ) を算定している場合であって、経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等を、医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が共同して行う。

(25) 口腔衛生管理加算 (Ⅰ)

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状況に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

(26) 口腔衛生管理加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)の要件に加え、口腔衛生等の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理実施に当たって、必要な情報を活用する。

(27) 療養食加算

管理栄養士により食事の提供を管理し、入所者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事提供を行う。疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する療養食を提供する。

(28) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省へ提供する。

また、職員間の適切な役割分担の取り組みを行っている。

(29) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行い、業務改善の取組による効果を示すデータを厚生労働省へ提供する。

(30) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)

入所前に6種類以上の内服を処方されており入所中に内服薬剤の総合的な評価を行い、療養上必要な指導を行う。入所時と退所時の処方内容に変更があった場合に、かかりつけ医に情報提供を行う。

(31) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)を算定し、かつ、服薬情報を厚生労働省に提出し、処方にあたり適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

(32) かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)

加算(Ⅰ)(Ⅱ)を算定し、入所中に介護老人保健施設の医師とかかりつけ医が共同し、退所において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している場合。

(33) 緊急時治療管理【1月に1回、3日を限度】

入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行う。

(34) 所定疾患施設療養費(Ⅰ)【1月に1回、連続する7日を限度】

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行う。

(35) 所定疾患施設療養費(Ⅱ)【1月に1回、連続する10日を限度】

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪の入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行う。また、医師が感染症に関する研修を受講している場合。

(36) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ)

周囲の者による日常生活に対する注意が必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行う。

認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護の指導に係る専門的な研修及び認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状有無についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行う。

(37) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ)

周囲の者による日常生活に対する注意が必要とする認知症の者に対し、専門的な認知症ケアを行う。

認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了した者を1名以上配置し、認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状有無についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを行う。

(38) 認知症行動・心理症状緊急対応加算【入所した日から7日を限度】

医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所をすることが適当であると判断した者に対し、施設サービスを行う。

(39) 認知症情報提供加算

過去に認知症の原因疾患に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがあると医師が判断し、施設内での診断が困難であると判断された者について、診療状況を示す文書を添えて、認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関等へ紹介を行う。

(40) 地域連携診療計画情報提供加算

地域連携診療計画に基づいて作成した診療計画に基づき、入所者の治療等を行うとともに、地域連携診療計画管理加算を算定する医療機関に診療情報を文書により提供する。

(41) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)

医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の方が共同し、リハビリテーション実施計画を作成し、継続的にリハビリテーションの質の管理をしていること。口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。また、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

(42) リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)

リハビリテーション実施計画を作成し、継続的にリハビリテーションの質の管理をし、実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

(43) 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)

褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等ごとに、医師、看護師、管理栄養士、介護職員、介護支援専門員その他の職種のもの共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成する。定期的に評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって当該情報等を活用する。

(44) 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている場合において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について当該褥瘡が治癒したこと、又は、褥瘡が発生する可能性があるとしてされた入所者等について、褥瘡の発生のない場合。

(45) 排せつ支援加算(Ⅰ)

排せつに介護を要する入所者が適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減の見込みについて、施設入所時に評価するとともに、評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援にあたって当該情報等を活用する。また、医師、看護師、介護支援専門員等共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援を行う。

(46) 排せつ支援加算(Ⅱ)

加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない又はおむつ使用ありから使用なしに改善した場合、又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルの留置されていたものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと。

(47) 排せつ支援加算(Ⅲ)

加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれるものについて、施設入所時と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない、又は、施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルの留置されていたものについて、尿道カテーテルが抜去されたこと、かつ、おむつ使用から使用なしに改善した場合。

(48) 自立支援推進加算

医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行うとともに、自立支援に係る支援計画を策定し、支援計画に従ったケアを実施する。また、医学的評価の結果を厚生労働省に提出し、自立支援促進の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用する。

- (49) 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）
入所者・利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状態その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出する。
- (50) 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）
（Ⅰ）の基本的な情報に加えて疾患の状況や服薬情報等の情報を、厚生労働省に提出する。
- (51) 安全対策体制加算
外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている。
- (52) 高齢者等施設等感染対策向上加算（Ⅰ）
感染症法第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
協力医療機関との間で感染症発生時の対応を取り決め、発生時等に連携し適切対応する。診療報酬における感染体側向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること。
- (53) 高齢者等施設等感染対策向上加算（Ⅱ）
診療報酬における感染体側向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染が発生した場合の感染制御等に係る実施指導を受けていること。
- (54) 新興感染症等施設療養費
入所者等が厚生労働大臣の定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、サービスを行う。
- (55) サービス提供体制加算（Ⅰ）
介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上である。
- (56) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）
介護職員の処遇改善を行う。
- (57) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）
技能・経験のある介護職員の処遇改善を行う。
- (58) 介護職員等ベースアップ等支援加算
ベースアップにより介護職員のさらなる処遇改善を行う。

【別紙 2】

個人情報の利用目的

三豊総合病院企業団介護老人保健施設わたつみ苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

当施設は、本書面に基づき介護老人保健施設サービス内容及び重要事項、個人情報の利用目的についての説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 〒769-1601
香川県観音寺市豊浜町姫浜1260-1
施 設 名 三豊総合病院企業団
介護老人保健施設 わたつみ苑
説 明 者 _____ 印

私は、重要事項説明書に基づいて、介護老人保健施設サービス内容及び重要事項、個人情報の利用目的についての説明を受けました。

利用者 住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印
代 筆 者 (_____)
利用者との続柄 (_____)
電 話 番 号 (_____) _____

保証人 住 所 〒 _____

氏 名 _____ 印
利用者との続柄 (_____)
電 話 番 号 (_____) _____